

助言(H28.3.17付け)及びそれに対する沖縄総合事務局からの報告(H28.3.24)

	沖縄県からの助言	助言に対する沖縄総合事務局からの報告
A	埋立用材への付着・混入防止に関する事項	
1	シャワーでの洗浄の有効性について、目視確認や濁度測定で評価しているが、子グモ、卵囊、種子等については、目視(肉眼)での発見が困難と考えられるため、目視確認の有効性を改めて評価すること。	目視確認については、有効性を高めるために、ハイイロゴケグモ等の特徴等について、環境省・奄美自然保護官事務所(奄美野生生物保護センター)の職員を講師として研修会を開催することとしています。
B	搬出前及び搬出期間中における付着・混入防止に関する事項	
1	採石場から搬出港に至る経路周辺(採石場、運搬に使用する道路沿い、採石場や搬出港に置かれてある重機や機材、搬出港周辺の公園及び側溝、搬出船内等)について、専門機関等による特定外来生物の生息調査を定期的実施し、生息が確認された場合には適切に駆除等の対策を講じること。 なお、ハイイロゴケグモについては、見つけ捕りによる除去を行い、その後、手作業では捕れない子グモを対象に、限定的に殺虫剤などを用いて駆除を行うことが有効と考えられる。	特定外来生物の生息調査を定期的(1回/月程度)に実施し、生息が確認された場合には適切に駆除等の対策を講じることとします。 また、特定外来生物の生息調査時には、ハイイロゴケグモについては、見つけ捕りによる除去や殺虫剤を用いた駆除を実施することとします。
2	車両による運搬時及び搬出港内での一時仮置き時における混入防止を図るための対策を講じること。 なお、対策の方法としては、覆いをかけるなどの方法が考えられる。	車両による運搬時には、荷台のシート掛け、搬出港内での一時仮置き時には、覆いを掛ける等の対策を講じることとします。
3	専門機関等による生息調査等の結果を踏まえ、職員による目視確認の精度を確保すること。	特定外来生物の生息調査を定期的(1回/月程度)に実施し、生息が確認された場合には適切に駆除等の対策を講じることとします。 また、目視確認については、有効性を高めるために、ハイイロゴケグモ等の特徴等について、環境省・奄美自然保護官事務所(奄美野生生物保護センター)の職員を講師として研修会を開催することとしています。